

議案第42号

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月4日提出

日出町長 本田 博文

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年日出町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第44条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項  
に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれか  
に該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加え  
る。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たつ  
て、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3  
歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事  
業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認  
定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要

な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第44条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

特定地域型保育事業者に対する連携施設を確保すべき基準を改めたいので提出する。